

## 論考「無料低額宿泊所問題とは何か」

学習院大学経済学部教授 鈴木亘

## (1) 最近の動向

- ・ FIS に端を発した最近の毎日、朝日新聞の無料低額宿泊所貧困ビジネス報道の過熱化。
- ・ 宿泊所バッシングや排除論の台頭。一般居宅と入居支援を標準モデルとすべきとの見方。
- ・ 厚労省「無料低額宿泊所等のあり方に関する検討チーム」
- ・ 議員立法の動き（抱き合わせ取引事業、食事は希望制、[食事とサービス提供に関しては生活保護費の生活扶助の 5 割までという上限]、金銭管理は原則禁止、情報公開、優良施設に対する国などの支援[対象は 2 種のみ]）
- ・ この問題は、新しい問題ではなく、2000 年代初頭の問題のフラッシュバック。
- ・ 最近は、むしろガイドラインの実施・広域化によって大部分が解決。むしろ特化型の宿泊所や自立支援ホームなどの形で、より深化した段階にあった。
- ・ 問題が起きてきた背景としては、①生活保護受給者や貧困高齢者急増と CW 不足による監視能力の低下・CW の交渉力低下、②ガイドラインという法的拘束力の弱さ、③東京都ガイドラインの A 方式・B 方式など、採算面で厳しい規制が続いていること等、が考えられる。

## (2) 宿泊所バッシング、排除は現実的か

- ・ 宿泊所の果たしてきた役割の大きさは再認識すべき。
- ・ 実際に数量的な問題として、非常に大きな役割を現在も担っている。野宿者以外の広義のホームレス層、介護施設不足や社会的入院退所者の受け皿など新たな役割も。
- ・ 対して、一般居宅・入居支援モデルは優れた面があることは確かだが、採算性や数量的に限界があり、代替することは困難である。あくまで補完的關係。
- ・ 介護における無届施設同様、排除することでは何も解決しない。規制強化により、宿泊

所の看板を下げ、アンダーグラウンドにもぐる可能性も（現にそのような施設も存在）。

- また、入所者の行き先が無ければ再路上化という最悪の事態も。
- したがって、宿泊所をどう生かすか、どう変えてゆくかという視点からの対策が重要。
- 問題は、どのように貧困ビジネスとされる劣悪施設を排除し、宿泊所全体としても質を底上げしてゆくかということ。

### (3) 宿泊所が抱える制度的問題点

- 現実に、生活支援等、様々なケアが必要であるにもかかわらず、住宅扶助からしかその人件費代を捻出できない点。貧困ビジネスと線引きが難しいグレーゾーン。
- 高齢化に伴い要介護者が増加し、実質的な「終の棲家」となりつつあるにもかかわらず、介護保険が使えない（規制改革会議で要望中であつたが全く進まなかった）。
- 東京都の「自立援助ホーム」の取り組みも、無届施設の形で、住宅扶助を1.3倍の特例で出すというやり方では、制度的・法的に極めて脆弱。

### (4) どのような対策・政策が必要か

- 本来は、CWが劣悪な施設を把握・判断し、住宅扶助を認めないことで防げる点も多い（最近の大阪のケース）。しかし、CW不足や「借り」が出来やすい構造、入所施設不足で監視能力・交渉力が低くなっている。
- そのために、ガイドラインの法的拘束力を高め（例えば、省令・政令）、一定の質を担保した施設以外には住宅扶助の支出を認めない措置を講じる必要がある。
- それと共に、一定のケア人員配置や設備に対して、住宅扶助からではなく、ケアコストとしての補助金を支給する基準を設け、質の高い施設の採算性を増す（ケア・支援補助金）。このことが住宅扶助という不透明な制度からケア費用を明示的に切り出し、貧困ビジネスが起きにくい構造とする。

- ケア・支援補助金は、一般居宅・居宅支援モデルや中間施設のアフターフォローの採算性を増す意味でも重要な施策。
- 住宅扶助については、むしろ、住宅の質の良し悪しで金額が変化する基準を設け、質の悪いところも良いところも住宅扶助の上限に家賃が張り付く状況を改善すべき。これは、一般居宅の場合も同様に当てはまる。
- 施設整備補助金、ケア・支援補助金を受ける代わりに、宿泊所には事業や収支の情報公開や、施設評価（第三者評価、福祉施設評価等）の義務化を行なう。また、自治体による定期の立ち入り検査を実施することも認めさせる。
- ただし、これは多忙極める CW ではなく、住宅や介護セクションの人員も動員する必要がある。
- 介護保険も現実的な状況に応じて、居宅として利用可能にする。

## 論考「無料低額宿泊所問題とは何か」

学習院大学経済学部教授 鈴木亘

## 1. 過熱化する宿泊所報道\*

このところ、無料低額宿泊所に関するマスコミ報道が過熱化しており、さながら「宿泊所バッシング」とでも言うべき様相を呈している。各新聞や週刊誌が競うように行なっているキャンペーン的報道、あるいは、それを追いかけてテレビ局が次々と流す映像によって、もはや「無料低額宿泊所といえば貧困ビジネス」というイメージが出来上がりつつあるといっても良いほどである。しかしながら、「たまゆら」で有名になった無届老人施設の問題と同様、これは善か悪かといった単純な二元論で割り切れる問題ではなく、その背景には様々な制度的矛盾・問題が存在している。また、「無料低額宿泊所を無くせ!」という「宿泊所排除論・退場論」も盛んであるが、無くして問題が解決するほど現実には単純ではない。むしろ、こうした単純な発想に基づく政策は、問題を悪化してしまいかねないので注意が必要である。

一口に無料低額宿泊所といってもその形態は実に様々であるが、わかりやすいようにあえて単純化すると、それは生活保護を受けて路上生活から脱したホームレス達が、アパートなどの一般居宅に移る前に、まず一時的に入所し、社会復帰を目指して集団で生活している「下宿」のことである。最近では、野宿生活に至る前のホームレス予備軍や、病院や介護施設から退所した生活保護受給者の受け皿としても重要な機能を負っている。建物は、学生下宿や社員寮、簡易宿泊所、旅館、古いアパート、文化住宅などを改装したものが多。施設側は、居住スペースを提供するほかに、食事や様々なケアを提供したり、自立に向けた就労支援・生活支援を行なっており、生活保護費の中から食費や雑費、施設利用料を徴収して運営を行なっている。

法的には、社会福祉法で定められた第2種社会福祉事業という位置づけであり、「生計困難者のために、無料又は低額な料金で簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他施設を利用させる事業」を行なうことを目的とする。しかしながら、無料低額宿泊所には、社会福祉法において施設基準や人員基準、ケアの基準がなく、自治体に届け出て登録するだけで簡単に参入できるために、その質はまさに「玉石混交」といった状態である。その中には、マスコミ報道が問題とする「生活保護費をピンハネする貧困ビジネス」といわれても仕方が無い劣悪な施設が存在することは、確かに事実である。

今回の貧困ビジネス報道の発端となったのは、以前から関係者の間で悪名高かった千葉県千葉の施設であるが、①入所者に無断で銀行口座を開設して生活保護費を徴収・管理する、

\* 本稿は、2009年10月9日に開催された「ホームレス支援全国ネットワーク」の全国研修会、及び同年12月7日に開催された「釜ヶ崎のまち再生フォーラム」における講演録に一部加筆したものである。大阪市立大学の水内俊雄教授、釜ヶ崎のまち再生フォーラム事務局長のありむら潜氏を初め、多くの方々から貴重なコメントを頂戴したことをここに感謝したい。

②生活保護費の大半を施設利用料や食費等の名目で徴収してしまう、③高額の利用料を徴収する割に施設の質が劣悪である、④施設の賃料等の原価が、収入である住宅扶助費を下回ることなどが問題となっている。その後、槍玉に挙がっている多くの施設も状況は似たり寄ったりである。

また、こうした報道を受けて、テレビ局が次々に流した宿泊所の映像では、老朽化した建物、三畳一間の狭い個室、あるいは粗末なベニヤ板などで仕切られた相部屋、共同トイレ、共同入浴場、質素な食事、しばしば入所者を叱りつける管理の厳しさ等が映し出された。実際には、こうしてテレビに映った施設の全てが悪質な貧困ビジネスというわけではないが、これまで宿泊所というものの存在は、世間にはほとんど知られていなかったため、こうした映像を初めて目にした人々の中には、宿泊所の厳しい環境に、衝撃を受けた人も多かったものと思われる。

このため、「無料低額宿泊所＝貧困ビジネス」というイメージがもはや定着しつつあるといっても良いほど、宿泊所全般の印象は悪くなっている。また、ホームレスの支援団体の中でも、直接、アパート・一般居宅への移住を支援している団体を中心に、宿泊所をもはや不要とする「宿泊所排除論・退場論」が起きている。こうした中、厚生労働省は2009年10月に、山井和則政務官を中心とした「無料低額宿泊施設等のあり方に関する検討チーム」を設置し、無料低額宿泊施設等への法規制のあり方等について、実態調査や関係者のヒアリングを踏まえた精力的な議論を行なっているところである。また、宇都宮健児氏を中心に、貧困問題に取り組む弁護士等が「無届・無料低額宿泊所問題弁護団」を結成し、不適切な施設に対して、刑事告訴や民事訴訟を実施しつつあるところである。

## 2. 劣悪宿泊所増加の背景

このように、最近急激に社会問題化してきた宿泊所問題であるが、実は、こうした問題は何も最近、突然起きた問題ではない。劣悪な宿泊所の問題は、むしろ宿泊所が急増しはじめた2000年代初めの方がはるかに深刻であり、その頃は今のようない貧困ビジネスという言葉は無かったと思うが、まさにそうとしか言いようのない無法な施設が多かった。しかし、2003年7月に厚生労働省がガイドラインを定め、その後、東京都、神奈川、千葉、埼玉などの各自治体が次々と独自のガイドラインを設置する中で、問題のある宿泊所は急速に減少してきたのである。最近ではむしろ、高齢者居住や就労支援等に特化するような宿泊所が現れて機能分化が進み、宿泊所は新たな段階に深化しつつある状況であった。

それだけに、筆者は数年前の記憶をフラッシュバックさせるようなマスコミ報道に違和感を持っている。しかし、報道や関係者達の言うように、劣悪施設が増えているということであれば、その背景には、主に3つの原因が考えられる。

まず第一に、近年の高齢生活保護受給者の急増によるケースワーカーのマンパワー不足が挙げられる。現在、ケースワーカーは、通常の業務でさえオーバーワークである中、急増し続ける高齢生活保護受給者や、病院や介護施設から次々に退所する高齢の生活保護者

の受け皿を探すことに必死の状況にある。こうした中で、宿泊所の適切運営を一つ一つチェックして回るとは事実上不可能であり、例え劣悪な施設と分かっているにもかかわらず受け皿となっている施設には多少の目をつぶらざるを得ない。宿泊所の中には、ケースワーカーが行なうべきケース記録を代行するような施設もあり、だんだん持ちつ持たれつの関係になってゆき、ケースワーカーの施設への監視力・交渉力が弱まっていることが、貧困ビジネスを許す一つの背景であろう。

第二に、これはほとんど指摘されていない点であるが、現在の各自治体のガイドラインが、宿泊所の運営・経営実態からかけ離れた厳しすぎる内容になっている点も一因であろう。その典型的な例が A 方式・B 方式で有名な東京都のガイドラインである。現在のガイドラインは、宿泊所に様々なケアや支援を求めているにも関わらず、外形的な施設の面積だけで、住宅扶助額が変化する仕組みになっており、ケアや支援をすればするほど採算が厳しくなる仕組み（インセンティブ構造）となっている。このことが、ケアや支援を行わない劣悪な施設を生きながらえさせ、むしろ、貧困ビジネス化を誘発していることは、もっと強調されるべきである。第三に、もちろん、こうしたガイドラインは単なるガイドラインに過ぎず、法的拘束力が弱いことも問題の背景となっている。

### 3. 宿泊所排除論、単純な規制強化論は現実的か

無料低額宿泊所の今後を論じる前に、宿泊所が近年果たしてきた役割について少し触れておこう。宿泊所が急増を始めたのは 2003 年頃であるが、これはホームレスへの生活保護受給基準が緩和された時期とほぼ重なる。それまで慣例として、住所が無いと生活保護申請を受けつけない福祉事務所も多かったが、2003 年 7 月に厚生労働省は、「居住地が無いことが保護の要件に欠けるものではない」とする通達を出し、ホームレスへの生活保護受給の道が大きく開かれた。また、東京都においては、こうしたホームレスに生活保護を決定した場合、居住地の自治体が財政負担するのではなく、都が一定期間、財政負担を行なうとするルールにしたことも大きかった。

このため、無料低額宿泊所が路上に居るホームレスにアウトリーチして入所を勧誘し、同時に生活保護受給申請を手伝って収入を確保するという一種のビジネスモデルが急成長を遂げたのである。これにより、生活保護受給件数は急増したが、同時に路上生活を送るホームレスは急減していった。その当時、筆者と親しい東京郊外のある福祉事務所長が「それ以前はホームレスに保護をかけようにもかけられず、見て見ぬ振りをせざるをえなかったが、宿泊所のおかげで保護を何とかかけられるようになり、まさに画期的と思っている」と評していたが、筆者もまさに同感であった。例え、良心的ではない劣悪な施設であったとしても、ホームレスが路上生活を送り続けるよりは「マシ」なのであり、生活保護の申請を実質的に代行し、ホームレスをとにかく「畳の上に上げた」宿泊所の歴史的役割は、やはり十分に評価されるべきと考える。

しかし、こうした宿泊所の歴史的役割は既に終わっており、宿泊所は退場し、これから

はアパート等の一般居宅に直接移行し、居住支援を行なうべきだとするのが、このところ盛んになっている「宿泊所排除論・退場論」である。もちろん、こうした一般居宅に対する居住支援の優れている点は筆者も認めるが、これが宿泊所にとって代わり、宿泊所を不要にすることができるとは思われない。第一に、数量的に余りに少なく、不可能であると思われる。現在、無料低額宿泊所に入所している総人数は公式に把握されているだけでも全国で14,089人(厚生労働省(2009a))存在する。それ以外に、一般に無届施設といわれる(社会福祉法上の)法定外施設にいる生活保護受給者が、把握されているだけでも12,587人(厚生労働省(2009b))おり、把握されていない無届施設を含めると3万人近いオーダーになろう。これだけの数量を排除してしまっ、一般居宅に移すというのはほとんど現実的な選択肢とは思われない。一般居宅に移れない場合には、再路上化する可能性が高いが、それは「貧困ビジネス」よりもはるかに劣悪な環境に戻すことを意味する。

また、最近の宿泊所は、アウトリーチでホームレスに生活保護をかけるというビジネスモデルから脱却しつつあり、実は、ホームレスに至る前の生活困窮者や、病院や介護施設からの退所者の受け皿として機能している。都市部では既にアウトリーチによる入所者は少数であり、大半の入所者が、福祉事務所経由のこうしたホームレス以外の生活保護受給者になりつつあるのである。こうした大量の入所者の引き受け先を見つけることは、福祉事務所にとって、まさに時間との戦いとなっており、数量的に大きな受け皿となる宿泊所に頼らざるを得ないのが実情である。一つ一つアパートなどの一般居宅を見つけ支援するという事は、確かに理想的であるが、現状の需要の急増がそれを許さない。現状では、一般居宅+居宅支援モデルは、宿泊所と「代替的」というよりは、「補完的」なものと位置づけるべきである。

こうした観点から考えると、「たまゆら」で有名になった無届介護施設の問題と同様、宿泊所を排除することでは何も解決しない。また、極端な規制強化を行なった場合には、そもそも無料低額宿泊所の登録を行なわない、あるいは登録を取り下げるという無届施設化が起きることは容易に想像される。実際、現在のガイドラインの下においても、そこから逃れるためにアンダーグラウンドにもぐって行政に知られていない無届施設は既に数多く存在している<sup>1</sup>。したがって、この問題は宿泊所をどう生かすか、どう変えてゆくかという視点から考えることが重要である。対策として考えるべき問題設定は、どのように貧困ビジネスとされる劣悪施設を排除し、宿泊所全体の質を底上げしてゆくかということなのである。

---

<sup>1</sup> ただし、大急ぎで付け加えなければならないのは、大阪市西成区のサポータティブハウスのように、無料低額宿泊事業として運営されておらず、届出の必要の無い良質な法定外施設が全国には多く存在していることである。これは、届出の必要が無いために無届施設、もしくは法定外施設という扱いになるが、ここでいう規制を逃れて無届施設となっている劣悪な宿泊所ではないことは言うまでもない。

そもそも大阪のように、無料低額宿泊事業が少なく、救護施設や更正施設等の第1種社会福祉事業や法定外施設が多い地域も全国にはあり、今回、厚生労働省の検討チームで行なわれているような無料低額宿泊所の規制のあり方の議論が、ただちに、こうした施設に適用されるべきものではない。ただし、無料低額宿泊所の基準と、第1種社会福祉事業、法定外施設の基準をどのようにバランスをとるかという議論は非常に重要な政策課題であり、今後行なわれるべきであると考え。

#### 4. 宿泊所が抱える制度的矛盾

宿泊所が抱える最大の制度的矛盾は、現実には、様々なケア（服薬管理、金銭管理、生活管理、行政手続き代行やコーディネート、病院への付き添い、事件・問題の処理等）や支援（就労支援、社会生活自立支援、生活相談等）が必要であるにもかかわらず、その人件費や諸費用を明示的に費用徴収できず、本来は、住宅スペースの費用である「住宅扶助費」の中からは捻出できないようになってきている点である。つまり、「家賃代である住宅扶助を多少原価よりも多めに取っても目をつぶるから、その中でケアや支援をやるように」と制度的に命じられているのである。

その制度的な不透明さが、「貧困ビジネス」と良心的な宿泊所との間の線引きを難しくし、貧困ビジネスがはびこる原因となっている。つまり、本来、住宅扶助というのは単なる家賃代なのであるから、極力ケアや支援を少なくし、純粋に居住スペースだけを提供する場合に、うまみの大きい「貧困ビジネス」になってしまうのである。しかし、そうなったとしても、そもそも住宅扶助にケアや支援が「込み」になっているという制度的矛盾があるために、明確に法律違反・規制違反であるとは中々言えない。実際、冒頭の千葉の施設で問題とされている点の多く（保護費の大半を徴収、利用料の割りに建物の質が低い、原価が住宅扶助より低い、金銭管理をしている）は、良心的な施設も似たり寄ったりであり、貧困ビジネスと良心的施設の線引きは、実は物理的にはかなり難しい<sup>2</sup>。

また、もう一つの矛盾は、宿泊所入所者に介護保険の利用が認められていないということである。宿泊所の入所者の高齢化に伴い、現在、宿泊所には要介護認定を受け、介護保険料を支払っている要介護者が多数存在している。また、そもそも、病院や介護施設の退所者には要介護者が多い。しかし、介護施設不足・総量規制強化に伴って、宿泊所から介護施設に行くルートはほぼ存在せず、入所期間がやむなく長期化しているのである。こうした高齢の入所者にとって、宿泊所は一時的通過施設ではなく、実質的に「終の棲家」となりつつある。それにもかかわらず、一時的施設という位置づけであるため、一部の例外事例や例外地域を除き<sup>3</sup>、要介護認定を受けている要介護者に介護保険利用が認められていないということは問題が大きい。

こうした制度的矛盾の一つの解決策として、東京都では「自立援助ホーム」として、無料低額宿泊所でないが、東京都の保護課が認めるケアや支援の基準を満たす施設に対して、住宅扶助費を特例の 1.3 倍にするという運用を行なっている<sup>4</sup>。しかし、自立援助ホームと

<sup>2</sup> また、救護施設や更正施設等の第 1 種社会福祉事業の施設基準は、むしろ無料低額宿泊所等の第 2 種事業の基準を下回る部分もあり、物理的基準によっては、第 1 種社会福祉事業すらも貧困ビジネスということになりかねない。

<sup>3</sup> 東京都を初め関東地方では、一般に、在宅サービスであっても宿泊所での介護保険利用は認められていない。しかし、大阪府では無料低額宿泊所での介護保険利用は認められている。また、俗に「ドヤ保護」といわれる東京都の山谷地域の簡易宿所に居住する生活保護受給者には介護保険利用が認められている。

<sup>4</sup> ちなみに、東京都の山谷地域の簡易宿所の多くは、このように高い基準を満たすとはとても思えないが、いわゆる「ドヤ保護」には住宅扶助費の 1.3 倍の特例が適用されている。



いう名前は、東京都の運用事例集にわずかに記載されているに過ぎず、制度的・法的に極めて脆弱である。東京都の保護課も、自立援助ホームという制度があることを、公にマスコミに認めたがらないということであるから、いつ梯子を外されるか分からない状況で、ケアや支援を手厚く行なう良心的な施設が簡単に増加するとは思われない。また、住宅扶助の中でケアを行なうという矛盾自体は、この制度でも解決されていない。

## 5. どのような対策・政策が必要か

それでは、根本的な対策はどのように設計すべきであろうか。経済学の観点からは、「アメとムチ」の両面からの対策を行なうべきといえる。まず、ムチであるが、地域別に異なるガイドラインを共通化し、厚生労働省から全国に対する省令や政令の形で、無料低額宿泊所が満たすべき施設基準やケア・支援の基準を定めるべきである。その法令に違反する施設には、一切の住宅扶助費支給や後述のケア・支援に対する補助金を認めない。この点は、規制強化を断固として行ない、一定基準以下の劣悪な施設を排除する必要がある。

しかし、単なる規制強化だけでは、アンダーグラウンドにもぐる規制逃れの無届施設が増えて、かえって問題が深刻化、複雑化するだろう。これを防ぐには、ムチだけではなく、アメも必要である。まず、バリアフリーの整備や防火設備などに対して、施設整備補助金を出し、それをアメに、無届施設を登録させたり、行政の立ち入り検査や指導を受けさせるということが考えられる。また、ケアや支援については、住宅扶助費からではなく、一定の内容を条件として人件費や諸費用を出す「ケア・支援補助金」を創設すべきである。ケアや支援の費用が明示的に出ることにより、それに力を入れる質の高い施設の採算性が増し、質の高い施設の供給が増加する。

これにより、住宅扶助費にケア・支援を「込み」にするという不透明な制度から、ケア・支援分を明示的に切り出すことにより、貧困ビジネスが起きにくい構造を作ることにもなる。また、このケア・支援補助金は、ホームレスをアパート等の一般居宅に直接移行させ、居宅支援を行なっている支援団体も受けられるようにする。そのほかの中間施設のアフターフォローにも一定程度使用可能なものとする。そのことによって、宿泊所が存在しない地域や宿泊所以外の手段で自立するホームレス・生活困窮者達の支援も促進されることとなる<sup>5</sup>。

一方、住宅扶助については、むしろ、住宅の質の良し悪しで金額が変化する基準を設けるべきである。現行の住宅扶助は、質の悪いところも良いところもほぼ一緒であり、生活保護受給者が多い地域では、住宅扶助費の上限に、民間アパートの家賃が張り付くという不思議な現象が起きている。この問題は宿泊所も同様であり、「ケア・支援補助金」創設によって、純粋に住宅費用分だけとなった住宅扶助は、居住スペースの質・広さを評価して

---

<sup>5</sup> こうしたアフターフォローの費用対効果は高い。鈴木（2009a）の試算では、アフターフォローにかかる公費の3.8倍もの生活保護費削減効果がある。

変化する仕組みにするべきである<sup>6</sup>。

介護保険も現実的な状況に応じて、居宅として利用可能にする。ただし、介護保険を提供する法人と宿泊所を運営する法人が同一となってしまえば、北海道で展開されている悪質な老人下宿のように、老人を囲い込みにする新たな「貧困ビジネス」となりかねない。したがって、宿泊所と同一法人・関連法人の介護サービス事業者の利用を禁じるなどの措置を講じることも考えられる。

こうした施設整備補助金、ケア・支援補助金を受ける代わりに、宿泊所には事業や収支の情報公開や、施設評価（第三者評価、福祉施設評価等）の義務化を行なう。また、自治体による定期の立ち入り検査を実施することも認めさせる。ただし、これらを実施するのが多忙極めるケースワーカーであっては、実質的に意味が無いので、自治体の住宅や介護セクションの人員を動員して実施するようにしてはどうか。

以上のようにアメとムチをうまく使い分け、宿泊所を生かしつつも、劣悪な施設を排除するというのが、今後の現実的な「宿泊所問題の解決策」となると思われる。

#### <参考文献>

- 厚生労働省（2009a）「社会福祉法第2条第3項に規定する無料低額宿泊事業を行う施設の状況に関する調査の結果について」無料低額宿泊施設等のあり方に関する検討チーム第1回資料
- 厚生労働省（2009b）「社会福祉各法に法的位置付けのない施設に関する調査の結果について」無料低額宿泊施設等のあり方に関する検討チーム第1回資料
- 鈴木亘（2008）「ホームレス対策と生活保護」阿部 彩・國枝繁樹・鈴木亘・林正義著『生活保護の経済分析』東京大学出版会
- 鈴木亘（2009a）「脱路上生活者の就労継続期間の分析」『季刊社会保障研究』（国立社会保障・人口問題研究所刊）第45巻2号
- 鈴木亘（2009b）「低所得者向け民間住宅の居住支援」日本住宅会議編「住宅白書 2009-2010年：格差社会の居住貧困」ドメス出版

---

<sup>6</sup> ケア・支援補助金の財源としては、上記のアフターフォローに伴う生活保護費削減分や、住宅扶助を適正化することによる生活保護費削減分を充てることが考えられる。また、本来、ケースワーカーが行なうべき業務の代行でもあるのであるから、一部は自治体負担もあるべきである。さらに、セーフティーネット対策補助金の一部を活用することも考えられる。また、住宅扶助の問題は、より広くは、家賃補助のあり方など、低所得者向けの住宅政策全般の問題でもある。この点については、長くなるので、別稿（鈴木（2009b））に譲ることにしたい。